北海道立看護学院等看護職員課程修学資金及び北海道看護職員養成修学資金の貸付制度 の見直し (素案) に つ い て の 意 見 募 集 結 果

- 1 募集期間 令和2年(2020年)12月7日 ~令和3年(2021年)1月6日
- 2 意見総数 2名 延べ11件
- 3 意見に対する道の考え方の区分及び件数

区分	考え方の内容	件数
А	意見を受けて案を修正したもの	0件
В	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの	1件
С	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの	9件
D	案に取り入れなかったもの	0件
Е	案の内容についての質問等	1件

4 意見の具体的内容

意見の概要	意見に対する道の考え方※	
○貸付金額の大幅な増額を望む。	今回の見直しにおいて、一般修学資金及び	
	特別修学資金を増額し、また指定修学資金を	
	新設しております。	
	В	
○特別修学資金の対象について、通信制の養	特別修学資金は特定地域への就業促進を目	
成施設においても高い授業料を支払ってい	的としており、通信制の養成施設に在学され	
る、就業していない人が在籍している等から、	ている方は基本的に就業している方が多数と	
貸付の対象から除かないでほしい。	いうこともあり、特別修学資金の貸付対象と	
	はしておりません。	
	ご意見につきましては、今後施策を進める	
	に当たり、参考とさせていただきます。	
	С	
○大学院の貸付対象が縮小されているが、現	当修学資金は、看護職員の確保を目的とし	
行制度のままで良いのではないか。	て、新たに看護職員免許を取得しようとする	
(同様の意見他1件)	方を貸付の対象としております。	
	ご意見につきましては、今後施策を進める	
	に当たり、参考とさせていただきます。	
	С	

○家計の心配なく進学し資格取得ができるよ う、貸付ではなく給付にしてほしい。

(同様の意見他1件)

当修学資金は免除要件を設けており、一定 の要件を満たせば貸付金の返還が免除となり ます。

ご意見につきましては、今後施策を進める に当たり、参考とさせていただきます。

 \mathbf{C}

○免除要件における就業先について、札幌市| ては看護職員確保に苦慮していることから、 現行通りとしてほしい。

当修学資金は看護職員の地域偏在の解消を ・旭川市・函館市の3市の小規模病院におい目的としており、新規看護職員の約半数が当 該3市に就業し、そのうち病院への就業者が 最も多いことから、3市に所在する病院を返 還免除の対象外としております。

> なお、病院以外(診療所等)の免除対象施 設においては、3市に所在する施設でも返還 免除の対象となります。

> ご意見につきましては、今後施策を進める に当たり、参考とさせていただきます。

> > С

○就業年数について、結婚に伴う転居などラ イフイベントにより長期間免除対象施設に就 公平が生じることから、貸付期間に応じた就 業できない可能性があることから、現行の5|業期間としております。 年以上のままとしてほしい。

就業年数が一律の場合、貸付年数による不

ご意見につきましては、今後施策を進める に当たり、参考とさせていただきます。

С

○返還期間について、1年以内に返還は厳し いので、現行通りとしてほしい。

(同様の意見他1件)

当修学資金は、免除要件に該当する施設等 への就業を予定する学生へ貸付を行うもので す。よって、返還免除対象に該当しない方に ついては、速やかに返還をいただくこととし ております。

ご意見につきましては、今後施策を進める に当たり、参考とさせていただきます。

C

○貸付金額はどうなっているのか、明示して ほしい。

令和3年第1回北海道議会定例会に条例案 を提案します。

Е

問い合わせ先

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課看護政策係

FAX: 0 1 1 - 2 3 2 - 4 1 0 8

Mail: kango.seisaku1@pref.hokkaido.lg.jp